

京都府農林水産部土木工事等検査要領

平成25年4月1日制定
(平成25年10月4日訂正)
平成29年6月19日改正
令和2年3月25日改正
令和5年4月3日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、農林水産部が所管する土木工事及び業務委託（以下「工事等」という。）の検査に関して必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 検査は、地方自治法、同法施行令、京都府会計規則、京都府工事執行規程及び工事請負契約書に定めるところにより、厳正に行わなければならない。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 京都府会計規則（以下「会計規則」という。）第165条の規定により指定された検査員をいう。
- (2) 監督職員 会計規則第164条の規定により指定された監督員をいう。
- (3) 検査 完成検査、部分払検査及び随時検査をいう。
- (4) 完成検査 会計規則第165条の規定により工事等が完成したときに行う検査をいう。
- (5) 部分払検査 会計規則第167条の規定により工事の一部が完成し工事請負代金の一部を払うときに行う検査をいう。
- (6) 随時検査 工事期間中、必要により随時に行う検査をいう。
- (7) 工事 農林水産部が執行する土木工事をいう。
- (8) 業務委託 土木事業執行に係る測量、調査及び設計業務の委託業務をいう。
- (9) 本庁の検査員 原則として農村振興課、林業振興課の検査主任者とする。（兼務を含む。）
なお、これによりがたい場合は、本庁事業主管課の副主査以上の職員とする。
- (10) 地域機関の検査員 副主査以上の職にある者。

(完成検査)

第4条 次の各号に掲げる土木工事の完成検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

- (1) 1件の工事費が3000万円以上の工事 本庁の検査員
- (2) 1件の工事費が3000万円未満の工事 地域機関の検査員

2 次の各号に掲げる業務委託の完成検査は、当該各号に定める検査員が行うも

のとする。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 本庁契約の業務委託 | 本庁の検査員 |
| (2) 地域機関の契約の業務委託 | 地域機関の検査員 |
- (部分払検査)

第5条 工事等の部分払検査は、地域機関の検査員が行うものとする。

(随時検査)

第6条 次の各号に掲げる土木工事の随時検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 1件の工事費が8000万円以上の工事 | 本庁の検査員 |
| (2) 1件の工事費が8000万円未満の工事 | 地域機関の検査員 |

(工事完成通知等)

第7条 本庁契約にあつては当該工事等の執行を担当する事業主管課の長、地域機関契約にあつては地域機関の長（以下「事業主管課長等」という。）は、第4条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する工事等が完成し、受注者から工事完成届又は業務完了届を受理したときは、農村振興課長又は林業振興課長に検査を要請するものとする。

(検査の方法)

第8条 検査は、契約書、設計図書及び仕様書によるほか、工事においては別に定める土木工事等検査基準に基づいて行うものとする。

(検査の立会い)

第9条 次の各号に掲げる検査には、当該各号に定める者を立ち合わせなければならない。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 完成検査 | 工事においては、受注者又は現場代理人及び主任（監理）技術者
業務委託においては、主任・管理技術者
地域機関の長又は監督職員 |
| (2) 部分払い検査
及び随時検査 | 工事においては、受注者又は現場代理人及び主任（監理）技術者
業務委託においては、主任・管理技術者
監督職員 |

(補修（改造）命令)

第10条 検査員は、検査の結果、不合格のある場合には、補修（改造）命令書（別記第1号様式）により、期間を定めて工事の補修又は改造を命じなければならない。この場合において、特に必要と認められるものについては、事業主管課長等に協議して行うものとする。

(再検査)

第11条 検査員は、前条の補修（改造）命令による工事が完成し、補修（改造）工事完成届（別記第2号様式）が提出されたときは、再検査を実施しなければならない。

2 前項の再検査は、地域機関の検査員に行わせることができる。

(検査認定)

第12条 地下又は水中に埋設した工事について、外部から検査することが困難な部分は、監督職員又は受注者が提出する考査認定資料（現場写真、各種試験結果等）により、検査の認定をすることができる。

（破壊検査）

第13条 検査員は、必要と認めた場合は、破壊もしくは分解または試験をして検査を行わなければならない。

（検査の報告等）

第14条 検査員は、検査を終了したときは、完成検査または部分払検査のときは会計規則第166条の規定により、随時検査のときは、検査報告書（別記第5号様式）により速やかに報告しなければならない。

2 前項の検査が完成検査である場合は、別に定める工事等成績評定要領により成績評定表を作成し、検査報告書に添えて報告しなければならない。

別記第1号様式（第10条関係）

補修（改造）命令書

年 月 日

様

検査員

(印)

請負契約書第31条第6項の規定による補修（改造）を次のとおり命じます。

工事名及び工事番号	
工 事 場 所	
補修（改造）事項	
補修（改造）完成期限	年 月 日まで
記 事	

(注) 4部複写とし、受注者あて1部を交付し、発注機関の長、農村振興課長及び工事主管課長へ写し各1部を送付すること。

別記第2号様式（第11条関係）

補修（改造）工事完成届

工事名及び工事番号	
工事場所	
補修（改造）を命じた検査員名	
命令年月日	
補修（改造）工事期間	
補修（改造）事項	
措置事項	
上記のとおり、補修工事（修補業務）が完成しましたからお届けします。 年 月 日 受注者 住所 氏名 (印) 契約担当者 様	
上記のとおり、補修工事（修補業務）が完成したことを認める。 年 月 日 検査員 (印)	

(注) 4部複写とし、発注機関の長へ3部提出すること。発注機関の長は、農村振興課長及び工事主管課長へ1部送付すること。

工事完成随時検査調書

工事（業務）名							
工事（業務）場所							
検査 工事	検査年月日	年 月 日		検査員氏名			
	立会	地域機関の長		監督職員		その他	
		受注者		その他			
	受注者氏名				請負代金		
	契約工期						
	工期						
	工事概要						
手直し事項							
注意事項							
総合評点				総合出来高	%		